

公示番号：170378

国名：ミャンマー

担当部署：地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第一チーム

案件名：持続可能な自然資源管理能力向上支援プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年7月中旬から2017年8月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.9M/M、合計 1.4M/M
- (3) 業務日数：準備期間 5日 現地業務期間 27日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月28日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年7月6日までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 18点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 9点

(計100点)

類似業務	自然資源管理・自然環境保全における各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ミャンマー連邦共和国は、2015年時点で42.92%（約3300万ha）の森林被覆率というアジアでは有数の貴重な森林を有しているが、1990年から2015年まで約890万haの森林減少が確認されており、アジア周辺国に比して森林減少率が高い国となっている。JICAは同国森林セクターに対し、30年以上にわたって人材育成、コミュニティ共有林（中央乾燥林）、マングローブ管理などの支援を実施していたが、鉱山、軍事施設、農地等への土地利用転換、内戦、違法な薪炭材採取や焼畑等、多岐の原因により、森林減少に歯止めがかからない状況である。2014年には丸太輸出禁止令が出されているが、違法伐採の取り締まり体制が脆弱で、また、治安上の問題もあり、有効な対策が講じられていない。

2016年に地方・農村開発を重視する新政権が発足以降、森林を含む地方の自然資源保全に対する取り組みも強化され、同年には森林伐採禁止令発効及びコミュニティ・フォレスト令改訂等、対策がとられている。しかしながら、急速な経済成長とともに、環境悪化及び森林減少が深刻化しており、森林等の自然資源管理の体制強化及び人材育成は極めて重要な取り組み課題となっている。

特に、環境悪化が深刻な事例として、シャン州タウンジー郡に位置するインレー湖流域が挙げられる。同湖及び周辺地域はその豊かな自然環境及び湖上生活をする少数民族とその浮き畑などの魅力を有し、有数な観光名所として年間約14万人の観光客が訪れている（観光客数国内第一位）。他方、周辺地域の開発による土地利用転換や森林減少、生活排水や農薬等による汚染によって、湖及び周辺地域の環境が悪化している。今後、さらなる経済開発や人口増加が想定される中、開発と環境保全のバランスがとれた環境保全・回復に関する対策を講じることが急務である。

また、持続可能な自然資源管理の基礎となる生物多様性保全に関しては、保全の前提となる生物多様性の種の把握及び保管が十分できておらず、アジアの周辺諸国よりも数十年の遅れをとっている状況である。当該分野では、森林局傘下にある森林研究所をカウンターパートとした（財）高知県牧野記念財団によるJICAの草の根技術協力及び国立科学博物館等の協力が実施されているが、中長期的な視点に基づいた生物多様性に関する科学的情報の収集・管理はいまだ限定的であり、同情報の基盤整備の一環として、生物多様性標本館（仮称）の建設及び関連分野の人材育成が不可欠となっている。

かかる課題に対し、森林保全、インレー湖環境保全、生物多様性に関する科学情報

基盤整備を対象とする協力を検討することとなった。

なお、JICAでは2016年8月から2017年8月までの期間で「REDD+推進のための外部資金を活用した協力可能性にかかる情報収集・確認調査」を実施しており、ミャンマーも対象としている。同調査においても、急激な森林減少が確認され、その保全に向けて日本の有する最新技術やJICAが支援・協力した他国での制度づくり等の経験が有効とされている。

要請された協力の基本計画にそった現プロジェクト構成案は以下の通り。

- ・上位目標：
持続可能な自然資源管理により複合的な便益が促進される。

- ・プロジェクト目標：
ミャンマー国の持続的な自然資源管理能力が強化される。

- ・成果
 - ① 森林管理能力が改善される。
 - ② インレー湖統合流域管理が強化される。
 - ③ 生物多様性にかかる科学的基盤が整備される。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員と協議・調整しつつ、5項目評価（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な情報を収集、整理し分析するとともに、他の団員と協力して、本プロジェクトの協力計画策定のために必要な調査を行う。JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、担当分野に係る報告書を作成する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2017年7月中旬～2017年7月下旬）

- ① 要請書、既存の文献、関連報告書（配布資料）等をレビューし、要請背景・内容、関連案件情報を把握する。
- ② UNDP、ノルウェー政府、UN-REDD等の他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ③ 担当分野にかかる対処方針（案）を作成し、JICAの確認を得る。
- ④ 上記③に基づき、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ⑤ C/P機関（環境天然資源省森林局）及び関係機関（環境天然資源省生物多様性保全局及び森林研究所、農業畜産灌漑省灌漑局、シャン州政府等）、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。質問票はJICA本部で確定したのち、JICAミャンマー事務所よりメールで関係機関に配布する予定である。
- ⑥ PDM（案）・PO（案）（英文・和文）の作成に協力する。
- ⑦ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2017年7月下旬～8月中旬）

- ① JICA ミャンマー事務所との打合せに参加する。

- ②C/P 機関をはじめとするミャンマー関係機関との協議及び現地調査に参加し、詳細計画策定調査の実施方法について説明する。
- ③事前に先方政府へ配布した質問票の回答を回収し、結果の分析を行う他、必要に応じてインレー湖流域の住民等からも聞き取り調査を行い、事前評価及びプロジェクトのデザインに必要な情報収集・分析を行う。
- ④ 他団員とも協力し、プロジェクトの概要（協力の範囲、活動内容、投入規模、実施工程、現地再委託の有無等）作成に必要な以下の情報・資料を収集・分析する。その他、必要と考えられる項目があればプロポーザルにて提案すること。
 - ア) ミャンマーの国家開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) 関係省庁の既存の政策、制度、計画・戦略等と本プロジェクトとの関連
 - ウ) シャン州タウンジー郡インレー湖流域周辺の自然、社会、経済的概況、実施体制等及び開発計画・保全計画の整理、シャン州主体のインレー湖保全委員会の立ち上げ状況等
 - エ) インレー湖保全に関する中央政府と地方政府との連携体制（予算、人員、権限等）
 - オ) ミャンマー側から要請されている活動に関する実施体制、予算等
 - カ) UNDP やノルウェー政府などの他ドナーの活動内容や連携可能性
- ⑤ 面談や視察後、その結果を速やかにまとめ、他の団員に共有する。また、JICA 団員到着前に収集した情報をとりまとめ、JICA 団員到着時に報告する。
- ⑥上記調査結果及び別途実施している「REDD+推進のための外部資金を活用した協力可能性にかかる情報収集・確認調査」結果も踏まえ、上記（１）⑥で作成したPDM（案）（和文・英文）、P0（案）（和文・英文）の改訂作業に協力する。
- ⑦ 関係者との協議で合意された内容につき、R/D(案)（英文）及び M/M(案)（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑧ 当分野に係る現地調査結果を JICA ミャンマー事務所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（2017年8月中旬～8月下旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文）、リスク管理チェックシート（案）（和文）（様式は JICA から提供する）、案件概要表（案）（和文）の作成に協力する。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は下記の通り。成果品は電子データを持って提出することとする。

・担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（事業事前評価表案、PDM 案（和英）、P0 案（和英）、リスク管理チェックシート案、面談・視察記録、収集資料含む）：1部

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ヤンゴン⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は2017年7月23日～8月18日を予定しています。
本業務従事者は、JICAの調査団員より先行して現地調査を開始する予定です。
なお、ミャンマー政府との調整状況等により、派遣時期が後ろ倒しとなる可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 森林管理・治山 (JICA)

ウ) 環境保全・生物多様性 (JICA)

エ) 土砂流出対策 (JICA)

オ) 協力企画 (JICA)

カ) 評価分析 (本コンサルタント)

* 別途実施中の「REDD+推進のための外部資金を活用した協力可能性にかか
る情報収集・確認調査」コンサルタント団員が適宜参加予定。

③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職
員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

必要に応じ、英語⇄ミャンマー語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

基本的に JICA がアレンジします。なお、官団員到着後の関係機関へのア
レンジについては、現地業務期間中に本業務従事者によるアポイント取り
付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし。宿泊先ホテルでの作業が中心となります。

(2) 参考資料

①公開資料 なし

②配布資料

本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第一チーム ([TEL:03-5226-9530](tel:03-5226-9530)、担当：見宮) にて配布します。

- ・ 要請書 (写)
- ・ 「REDD+推進のための外部資金を活用した協力可能性にかかる情報収集・確認調査」関連資料 (中間報告会資料、インテリムレポート (ミャンマー分抜粋)、関連議事録等)
- ・ 現地実施セミナーにおけるプレゼンテーション資料、先方政府との協議資料等

(3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。加えて、安全管理を徹底すべく、本業務従事者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上